地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称大井川下流域水利用再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称静岡県、静岡県大井川広域水道企業団
- 3 地域再生計画の区域

掛川市、御前崎市及び菊川市の全域並びに牧之原市の区域の一部(旧静岡県榛原郡相良町)

4 地域再生計画の目標

近年、ITによる経営や技術の革新、資本の世界的な移動等により、新たな国際分業体制が加速するなど経済のグローバル化が進展しており、国内においても企業の海外移転や国内生産拠点の再編等産業構造の変化が進んでいる。

地域再生計画により工業用水の安定供給を図ろうとしている東遠地域は、 静岡県下最大の平坦地が広がる遠州平野の東寄りに位置し、地域内を東名 高速道路が横断し、また重要港湾である御前崎港を抱え、さらには静岡空 港、第二東名自動車道の建設も進むなど、陸・海・空の交通ネットワーク が形作られようとする地域である。こうした地理・地形的な好条件から数 多くの工場が進出し、製造業を中心としたものづくり産業を基盤として静 岡県経済を力強く支えてきた。

しかし、そうした製造業の集積があるにもかかわらず、工業用水が未整備のため、事業者は必ずしも水質的に良好でない地下水や高価な上水道を生産活動に利用してきた。このため、この地域には水需要の少ない業種や生産工程の工場が立地してきたが、工業用水が確保されている他地域の工場へ統合、移転した事例や、工業用水の供給条件から工場進出を断念する事例も発生してきている。

水は、企業が生産活動を継続、発展させるための最も重要な要素であり、 工業用水を安価に安定的に供給することが可能になれば、多彩な製造業の 立地を可能にし、本地域の企業立地と雇用機会を安定、増大させ、地域の 活力の再生につながるものと期待される。

一方、地域全体における水利用環境をみると、従来より農業用水や上水

道など使用目的別に整備された水利施設が存在し、生産性の高い農業生産環境や衛生的な生活環境を提供する等、それぞれの用途に応じて活用されてきている。

本計画では、地域内の水利用を総合調整し、これまでに整備、蓄積された地域の財産である水利施設を有効活用して新たな施設整備を最小限に抑えることで、工業用水道の早期の給水開始と安価な給水単価の実現を目指す。

地域再生計画の目標(工業用水道給水開始計画)

年 度	給水区域	日当たり給水量	備考
平成 19 年度	2 カ所	8,000 m³	給水開始年度
平成 22 年度	5 力所	21,000 m³	再生計画目標年度

その中核を成すものは、長島ダム(特定多目的ダム)に位置付けられているが、人口増加率の低減や節水型社会への移行等、社会経済情勢の変化に伴い需要が低迷している水道利水容量の一部を工業用水利水容量に転用しようとするものである。

本計画の認定を受け、水道利水容量の転用を弾力的に認めていただき諸手続きを簡素合理化していただくこと、これに関連し本来発生する補助金相当額の国庫納付を免除していただくことは、企業生産活動の活発化に不可欠である安価な工業用水の給水を実現し、地域経済の活性化を促すものと期待される。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

これまで工業用水道が整備されてこなかった東遠地域を対象に既存の 水利施設を有効活用して工業用水道を整備し、平成19年4月より順次、 給水を開始する。

(1)水源施設の確保

静岡県大井川広域水道企業団が水道利水容量として長島ダム(1級河川大井川、静岡県榛原郡川根本町犬間、特定多目的ダム)に設定を受けているダム使用権(毎秒6㎡に相当する利水容量)の一部(毎秒0.2㎡に相当する利水容量)を新設する工業用水道に転換する。

地域再生計画の中核を成すものである。

(2)送水路の確保

地域内にこれまでに整備された水利施設の一部を活用し工業用水を送水する。水利施設の利用にあたっては、施設管理者と工業用水運営母体との間で規定のルールに従い他目的使用契約を結ぶ。

(3) 基幹配水管路の整備

工業用水運営母体が、既存水利施設を活用する送水路から最終配水地 点まで基幹配水管路(工業用水管)の整備を図る。

(4)末端配水管路の整備

利水事業者自らが、基幹配水管路から事業内利水地点までの末端配水 管路(自社管路)と需給調整のための調整水槽の整備を図る。

(5)運営母体の設立

工業用水の供給を必要とする掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市の4自治体で工業用水道の運営母体となる一部事務組合(企業団)を設立する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1)支援措置の番号及び名称

番 号 A 3 0 0 4

名 称 補助対象施設の有効活用

(2)事業内容

1級河川大井川にある長島ダム(特定多目的ダム)に位置付けられている水道利水容量の一部を本計画の対象地域に新たに整備を予定している工業用水道の水源として工業用水利水容量に転用しようとするものである。

具体的には、特定多目的ダム法により静岡県大井川広域水道企業団が設定を受けているダム使用権(毎秒6㎡の安定取水を可能にする利水容量)の一部(毎秒0.2㎡の安定取水を可能にする利水容量)を新設予定の工業用水運営母体である一部事務組合(企業団)に移転するものである。

(3)補助対象施設の現状

昭和 52 年に大井川広域水道用水供給事業(事業主体:静岡県大井川広域水道企業団)を根幹的施設と位置付けて策定された大井川地域広域的水道整備計画においては、昭和 80 年(平成 17 年)に大井川広域水道用水供給事業に毎秒6 ㎡の長島ダム利水容量に相当する日量48万㎡の給

水需要が発生するものと予測していた。

しかし、給水人口、一人一日最大給水量が当初の予想に反して小さな伸びに止まる等社会経済情勢の変化に伴い、現在の給水実績は日量12万㎡程度に止まっており、今後、大きな需要の増加は見込めない。

(4)転用の必要性

大井川には、複数の水利権(合計水量 39 m³/s)が設定されており、大井川広域水道用水供給事業は大井川の自流(ダムが貯留・放流を行わない河川の自然の流れ)に依存した水利権を取得することができなかったため、長島ダム建設事業に参加し、毎秒6 m³の安定取水を可能にする利水容量を確保した。

既に自流に依存した水利権を設定できる水量的余裕がない大井川にあって新たに水利権を取得するためには、長島ダムが有する水系唯一の利水容量を転用し活用する以外に方法はない。

- (5)転用の相手方
 - 5-1(5)で示す工業用水道の運営母体に転用する。
- (6)転用の形態 無償譲渡とする。
- (7)転用後の施設の目的

新設する丁業用水道の水源として活用する。

- 5 3 その他の事業
 - (1)支援措置の番号及び名称

番号 C0401

名 称 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(2) 当該支援措置を受けようとする者

静岡県 及び 静岡県大井川広域水道企業団

(3)繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

静岡県が起債した地方債

- (借入対象事業) 上水道事業(静岡県大井川広域水道企業団に対する 出資債)
- (借入年度) 昭和 56 年度から平成 18 年度 (平成 17 年度及び 18 年度は借入予定)

静岡県大井川広域水道企業団が起債した地方債

(借入対象事業) 上水道事業(水道水源開発施設整備事業(長島ダム 建設事業))

(借入年度) 昭和52年度から平成13年度

(4)地域再生計画の意義及び目標

本計画では、地域内の水利用を総合調整し、これまでに整備、蓄積された地域の財産である水利施設を有効活用して新たな施設整備を最小限に抑えることで、工業用水道の早期の給水開始と安価な給水単価の実現を目指すものである。工業用水は、企業が生産活動を行う上で最も基礎的なインフラであり、本計画の実施による工業用水の安定的な確保は、企業の生産活動の発展や新たな企業の立地に大きく寄与するものである。

地域再生計画の目標(工業用水道給水開始計画)

年 度	給水区域	日当たり給水量	備考
平成 19 年度	2 カ所	8,000 m³	給水開始年度
平成 22 年度	5 カ所	21,000 m³	再生計画目標年度

(5)地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により工業用水を安価に安定的に供給することが実現できれば、多彩な製造業の立地を誘導し、本地域の企業立地と雇用機会を安定、増大させ、地域の活力の再生につながるものと期待される。

(6) 当該施設の転用が地域再生計画に不可欠な事業である理由

大井川には、複数の水利権(合計水量 39 m³/s)が設定されており、大井川広域水道用水供給事業は大井川の自流(ダムが貯留・放流を行わない河川の自然の流れ)に依存した水利権を取得することができなかったため、長島ダム建設事業に参加し、毎秒 6 m³の安定取水を可能にする利水容量を確保した。

既に自流に依存した水利権を設定できる水量的余裕がない大井川にあって新たに水利権を取得するためには、長島ダムが有する水系唯一の利水容量を転用し活用する以外に方法はない。

6 計画期間

平成18年度~平成22年度(5年間)

7 目標の達成状況に関わる評価に関する事項

工業用水運営母体として平成19年3月に設立を予定する企業団(事務組合)に「事業評価監視委員会」を設置し、客観的な評価を実施する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当無し